

議員提出議案第3号

加藤幸子議員に対する議員辞職勧告決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月19日

渋川市議会議長 安カ川 信之 様

提出者	渋川市議会議員	田邊寛治
賛成者	同	田中猛夫
	同	望月昭治
	同	山内崇仁

別紙

議員提出議案第3号

加藤幸子議員に対する議員辞職勧告決議

我々、渋川市議会議員は法令を遵守し市民の暮らしの向上に努めなければならない。議会の採決において、市民の負託を受けた議員各々には大きな責任が生じる。

加藤幸子議員は令和5年12月定例会で、いずれも可否同数につき議長裁決で原案可決された通学バス条例の一部改正、水道事業給水条例の一部改正及び一般会計補正予算の3議案に賛成したことについて、安易に賛成すべきではなく、自らの判断は誤りだったとする記事を党機関紙に掲載した。

採決を誤ったから取り消したいと弁解する行為は、自らの過失を認めたことになり重大な責任がある。また、後日、議員全員協議会において、内容、意思の説明を求めたところ、非常に不誠実な対応をされた。自分のしたことに対する重大さの認識に欠け、党機関紙の記事の内容とは違い、反省の姿勢は伺えず、謝罪さえもなかった。

加藤幸子議員のこうした一連の行動は渋川市議会議員として著しく品位を欠くものと言わざるを得ず、市民の渋川市議会に対する信用を大きく傷つけた責任は免れることはできない。

よって加藤幸子議員に対し、渋川市議会議員として責任意識を欠いた行為を真摯に受け止め、自らの意思により議員を辞職することを勧告する。

令和6年3月 日

渋川市議会